

平成 29年 4月より

介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました

平成 29年 4月より高齢者の介護予防と日常生活の自立支援に力が注がれた「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。この事業は、65歳以上の全ての人を対象にしています。

広報 4月号にて総合事業の概要、サービス利用の流れについて掲載しましたが、今回は、実施されるサービス内容について掲載します。

これまで要支援 1・2の認定を受けて利用していた介護予防サービスの一部(訪問介護と通所介護)が「介護予防・日常生活支援サービス事業」に移行します。また、要介護認定を受けなくても基本チェックリストの確認で利用の決定ができるため、サービス利用の手続きが簡単になります。

【サービス内容】

<訪問型サービス>

	訪問介護相当サービス	
サービス内容	○身体介護(入浴・排泄・食事の介助等) ○生活援助(掃除や整理整頓等)	
提供時間	1回60分程度	
提供者	指定事業者	
1カ月あたりの利用料の目安(1割負担の場合)	約 1,500 円 (週 1 回程度) 約 2,500 円 (週 2 回程度) 約 4,000 円 (週 3 回程度)	※初回など加算あり
対象にならないサービス	本人以外のために行うこと、日常生活上の家事の範囲を超えることは対象になりません。 対象外の例：家族のための家事、草むしり、ペットの世話、大掃除、家屋の修理など	

<通所型サービス>

	通所介護相当サービス	通所型サービスC(短期集中型機能訓練) ※平成 29年 5月開始
サービス内容	○入浴・食事 ○生活機能向上のための機能訓練レクリエーション等	○集中的な訓練により、機能の向上・維持が見込まれる方を対象に、リハビリ専門職による機能訓練の実施
提供時間	3時間以上9時間程度	(月)(木)または(火)(金) 15時～16時(定員15名) 原則3か月間の利用
提供者	指定事業者	介護事業所
1カ月あたりの利用料の目安(1割負担の場合)	約 2,000円(週 1 回程度) 約 3,500円(週 2 回程度) ※初回など加算あり	月額 2,000 円 (送迎付)



※利用される方がどのサービスを利用すればよいのかについては、担当の地域包括支援センター職員やケアマネジャーが、本人の意向や心身の状態などを確認したうえでプランを作成します。

問 健康福祉課 ☎(57)4173
野木町地域包括支援センター ☎(57)2400